

# (公社) 東京都山岳連盟 倫理委員会規程

公益社団法人 東京都山岳連盟

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都山岳連盟（以下「本連盟」という）の倫理委員会の役割をまとめ、倫理の問題が発生した際の対応を迅速かつ的確に行なうことを目的とする。

## (倫理委員会のメンバー)

第2条 倫理委員会は、会長を議長に、副会長、専務理事、監事で構成し、必要に応じて会長が召集する。

## (倫理委員会の役割)

第3条 倫理の問題が起きた際、速やかに臨時会議を開催し問題の解決に向けて具体的な方策を検討し関係者へ指示する。

2. 必要であれば顧問弁護士等、有識者の助けを借りる。
3. 必要な経費があれば速やかに財務へ仮払い請求を行なう。
4. その他必要な事項があれば倫理委員会で決定し対応する。

## (倫理委員会での決定)

第4条 倫理委員会における対応の決定は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2. 前項の対応の決定のうち、ハラスメントなど倫理的問題を起こしたものの処罰、資格に関するものは理事会の同意を必要とする。

## (議事録の保管)

第5条 議事録を事務局に保管する。

## (報告)

第6条 倫理の問題が発生した場合は、運営委員会等で報告する。

## (開示)

第7条 倫理の問題が発生し解決した場合は、原則として本連盟の会員にそれを開示する。

2. 開示手段は倫理委員会が決定する。
3. ハラスメントなどの被害にあったものが開示を望まない場合は非開示と

することができる。

### (倫理の問題を起こした者に対する処分)

第8条 倫理問題を起こした者に対する処分は問題のレベルによって以下の通りとする。

理事・監事・部長・委員長は、専門委員または各部員より重い処分を行うものとする。

処分に際し、別途総会や理事会の議決が必要なものについては速やかに担当機関に議決を請求するものとする。

下記のレベルの区分および処分の内容についての改廃は、倫理委員会がこれを行う。

レベル1：言葉によるパワハラ・セクハラなどのハラスメント

⇒会長に任命されたものによる口頭による注意

レベル2：レベル1の繰り返し、本連盟事業等に関する誹謗中傷。

⇒文書による嚴重注意。反省文の提出。

レベル3：体罰、肉体的接触を含むハラスメント

⇒1年間の講師、スタッフ等の業務禁止。

レベル4：治療を要する体罰、セクハラ、不適切な経理処理、立場を利用した利益供与、機密情報漏洩、故意でない個人情報流出

⇒「本連盟の推薦が必要な資格」の推薦の停止。専門委員等の解任。

レベル5：著しい体罰、セクハラ、横領、背任、故意による個人情報の流出／販売などで刑事事件として実刑になった場合

⇒追放

※上記レベルに記載していない倫理の違反は倫理委員会でレベルを決定する。

### (改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

附則 2015年6月27日 理事会で承認